

2013年7月10日

各位

株式会社 りそな銀行

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」としての認定取得

りそなグループのりそな銀行（社長 東和浩）は、本日、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として認定されましたのでお知らせ致します。

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、経営革新等に取り組む中小企業の支援事業を行う者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）を経営革新等支援機関として認定し、同機関による中小企業に対する各種支援事業を後押しするものです。

2. 当社が提供を予定している経営革新等支援業務の内容

（1）事業計画策定サポート業務

- 財務・経営状況分析結果に基づくアドバイスおよび事業計画策定支援
- 専門家紹介等を通じた事業計画策定支援

（2）事業計画実行サポート業務

- 融資、ファンドを活用した金融および創業、事業承継、M&A支援
- 専門家紹介等を通じた事業計画実行支援
- ビジネスマッチング・商談会主催による販路拡大支援
- 海外進出支援窓口を通じた海外展開支援

当社は、これまでも中小企業のみなさまの多様化する経営課題解決に向け、グループの各種ソリューション機能を提供してまいりました。今般、経営革新等支援機関として認定を受けたことにより、一層のサポート機能の強化を図り、引き続き、中小企業のみなさまの多様なニーズにお応えしてまいります。

以上